

決議案第 2 号

「議案第 65 号那覇市公園条例の一部を改正する条例制定について」、「議案第 66 号那覇市新都心公園等の管理に関する条例制定について」、「議案第 67 号那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」の 3 議案に対する附帯決議

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

令和 5 年（2023 年）7 月 5 日提出

提出者

那覇市議会議員

多和田 栄子 平良 識子 瀬名波 奎

清水 磨男 山田 マドカ 糸数 貴子

（提案理由）

議案第 65 号、66 号、67 号で可決した 3 条例に関連し、都市公園官民連携事業を推進するにあたって配慮を求めるため、この案を提出する。

「議案第65号那覇市公園条例の一部を改正する条例制定について」、「議案第 66 号那覇市新都心公園等の管理に関する条例制定について」、「議案第 67 号那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」の 3 議案に対する附帯決議

議案第65号から議案第 67 号の 3 議案については、官民の連携による公園整備を推進するためのものである。とりわけ Park-PFI制度の推進による憩の場の設置等、今後想定される事業については、公園の付加価値を高め、利用者の利便性や快適性の向上が期待されている。

その上で事業の方向性や実施に至る事業者の選定条件、官と民の役割分担や市民意見の聴取方法等については、事業の進捗に応じて明確に定まっていくものであるから、今後適切な事業執行が求められる。

よって、都市公園官民連携事業を推進するにあたり、下記の事項について引き続き配慮して取り組むよう求め、以下決議する。

記

- 1、那覇市は、公園協議会の設置を予定していることから、子どもを含む地域住民の意見、要望が反映できるよう、可能な限り速やかに設置を進めること
- 2、総合計画における緑化の項目については、事業者に過度な責任を負わせないこと
- 3、シルバー人材センターや公園愛護会、自治会、ボランティア等、公園関係者と引き続き連携を行うこと

以上、決議する。

令和 5 年(2023 年)7 月 5 日

那覇市議会

あて先 那覇市長